

第 98 号議案

加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定の件

加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 24 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

加東市職員の特殊勤務手当支給条例（平成 18 年加東市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 2 条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症（同令第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるのものに限る。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 9 8 号議案 要旨

加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

令和 2 年 1 1 月 2 7 日に国の人事院規則が改正されたため、本市においても、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

新型コロナウイルス感染症の定義を、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 1 1 号）を引用しない表現に改めること。

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症防疫業務手当の特例)</p> <p>2 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症（同令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）</u>から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、規則で定めるものに従事したときは、感染症防疫業務手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症防疫業務手当の特例)</p> <p>2 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）</u>から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、規則で定めるものに従事したときは、感染症防疫業務手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</p>